

知事指定薬物(令和3年3月15日石川県告示第74号)

1 知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名(告示名)	構造式
1	ADB-BUTIN ACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	
2	3F-PCP、3-Fluoro-PCP	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	
3	4-AcO-EP T	3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類	
4	threo-4-Fluoroethylphenidate	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	
5	erythro-4-Fluoroethylphenidate	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和3年3月16日